

事業者の皆様へ 国の発注事務における綱紀保持にご協力願います

環境省は、発注担当職員及び管理監督者が果たすべき法令遵守等の責務、事業者等との応接方法、執務室の環境整備、第三者からの不当な働きかけに対する対応などを定め、発注事務における綱紀の保持を図り、国民の皆様からの信頼を確保することに努めております。

環境省大臣官房会計課



ご協力をお願いします！

執務室への入出を制限させていただきます

応接は複数の職員で対応させていただきます

オープンスペースで対応させていただきます

打合せ記録を取らせて頂くことがあります



不当な働きかけはおやめください！

発注事務に関する秘密情報（公表前の情報を含む）を第三者に漏洩することを要求する行為は、「不当な働きかけ」に該当します。

仕様書案を見せて！

予定価格を概算で教えて！

入札参加業者数を教えて！

不当な働きかけは
「記録・公表」
されます！

上記以外にも、契約後の下請業者の選定に関する要求行為なども「不当な働きかけ」に該当します。また、具体的な要求行為がなくても、「供応接待」の誘いも「不当な働きかけ」に該当します。



環境省発注者綱紀保持規程 → https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_05.html

問い合わせ先：環境省 大臣官房会計課 監査係 TEL:03-5521-8219